

射水市立新湊南部中学校 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童(生徒)にも、どの学校でも、起こりうる」

(3) いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に自分を常に正しく律しながら、品格のある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします ひと大切にします
- 一 正しいと思ったことは勇気をもって行動します
- 一 まちがいは素直に認めすぐに正します
- 一 卑きょうな行いはしません 許しません
- 一 互いに助け合い励まし合います

いじめへの対応は、いじめを受けた児童(生徒)の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(4) いじめの対応

① 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

＜未然防止のための措置＞

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめ防止基本方針について全教職員の共通理解を図る。また、いじめの実態を把握し、実態に基づいた対策の方針や方法を検討する。
 - ・校内研修で「いじめ防止等のための基本的方針」「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントを利用し、事例研究等をとおして、いじめの態様や特質、具体的な対応に関する共通理解を図る。
 - ・いじめに関する校外研修会の資料を配布したり、いじめ防止対策委員会からいじめに関するたよりを発行したりしながら、教職員にいじめに関する情報を伝達するとともに、生徒に委員会の存在について周知させていく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。また、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・生徒会が中心となって校区の2つの小学校と共同で小中合同地域老人ホーム訪問ボランティア活動に取り組み、社会性や情操を育む。
 - 活動日 夏季休業中
 - 活動場所 特別養護老人ホーム
 - 活動内容 小中学生と地域ボランティアサポーター(合計約100名)が、合同でシート交換、部屋の掃除、窓ふき、車いす磨き等のボランティア活動を行う。また、活動後、小中学生とボランティアサポーターが意見交換を行い、交流を図る。
 - ・JRC委員会が中心となり、全校生徒から有志を募って特別養護老人ホームへの訪問ボランティア活動に取り組むことを通して、社会性や情操を育む。さらに、ボランティア活動の様子や活動を終えての感想を全校生徒に知らせ、ボランティア活動への意識を高める。
 - ・道徳の授業で、「思いやり・感謝」「友情・信頼」「公正・公平・社会正義」のいずれかの内容項目

- に関する指導を各学期の始めに行い、いじめに向かわない内面的な自覚を深めるようにする。
 - ・道徳の時間と各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び学校行事との関連を図りながら思いやりや友情の尊さ、相手の人格を尊重するなどの道徳的価値を深め、道徳的実践力を養う。
 - ・4月に「楽しい学校や明るい社会に関する作文」を全校生徒が書き、少年非行やいじめ防止、人権について見つめ直す機会とする。また、各クラスの代表者が全校生徒の前で発表する「校内生活体験発表会」を実施し、仲間の体験したことや決意等を聞くことで自分を振り返り、よりよい生活を送ろうとする態度を育てる。
- ウ いじめを生まない集団づくり
- いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしながら分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・学校や学級の所属感を高め、温かな人間関係づくりができるように、各種挨拶運動を活発に行う。
- 小中合同さわやか挨拶運動（6月、10月）
- 期 間 一週間
活動内容 中学生が校区の各小学校に出向き、小学生、PTA、地域の方と一緒に登校時に挨拶運動を行う。
- 南部地区にここ挨拶運動
- 活 動 日 毎月25日
活動内容 生徒とPTAと一緒に、中学校の校門前の道路を中心に生徒だけでなく通勤時の地域の方にも挨拶する。
- PTAの挨拶運動
- 活 動 日 毎週月曜日
活動内容 生徒とPTAと一緒に、本校玄関前で挨拶運動を行う。
- 生徒会、校風委員会による挨拶運動
- 活 動 日 毎日
活動内容 生徒会執行部、校風委員会が中心となって、本校玄関前で挨拶運動を行う。
- ・分かる喜び、学び合う楽しさが味わえる授業を展開する。
 - ・個別学習の充実を図り、確かな学力を育成する。
 - ・信頼関係の基盤となるよう対人関係ゲーム等を各学級で毎週1回以上実施する。
 - ・学級への所属感や自己有用感を高めるために、係活動や当番活動、清掃活動等で自己の役割と責任を果たすとともに友だちと協力する活動の充実を図る。
 - ・年2回のQ-U調査を活用して学級の実態を把握し、学級や学年での温かな人間関係づくりのために、構成的グループエンカウンター等の予防的・開発的な教育カウンセリングを計画的、継続的に実践する。
 - ・終日校外学習、修学旅行では、集団活動の規律を守ることや互いに協力し支え合う体験活動を通して、望ましい集団づくりに努める。
 - ・総合的な学習の時間に取り組んでいる農業体験では、地域の方や保護者との共同作業を通して、生徒相互や生徒と保護者、地域の方との交流を深める。
 - ・部活動や学校行事（運動会、合唱コンクール、文化活動発表会）では、後輩から先輩に向けての応援メッセージや先輩から後輩に向けての感謝のこぼれ等を掲示したり、合唱コンクールの練習時に他の学級と互いに合唱を聴き合ったりアドバイスをしたりするなど、互いに認め合う異学年の交流の場を設ける。
 - ・生徒会による「新南SNS思いやり週間」を設定し、SNSのルールづくりを行うことで、LINE等によるいじめをなくそうとする集団づくりを行う。
 - ・ネットストップカレンダーを活用し、各自が各家庭で自分の取組を宣言し、家族の方に確認していくことで、ネットに関わる諸問題に主体的に取り組む態度を育てる。
 - ・外国人の生徒や外国につながる生徒への対応について、外国人対応のSSWと連携し、一人一人の実態にあった支援にあたる。他の生徒へも言葉や生活文化の違いによる困りに対して進んで声かけや援助するよう促していくとともに、学校全体で注意深く見守っていく。
- エ 自尊感情を高める
- (7) 自己有用感や自己肯定感を育む
- 全ての生徒が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。
- ・各授業で、生徒指導の機能を生かした活動の工夫を図る。
 - ・学級活動（係活動、当番活動、清掃活動）や生徒会活動（全校生徒が委員会に所属）、

つなごう新南！現代から未来へ ～伝統を受けつぎ、仲間とともに新しい道を開いて～	
新・SNS思いやりルール	
【自分の生活を守ろう】	
1	夜10時から朝6時の間は端末を利用しない
2	利用時間は多くても、1日に合計2時間より少なくする
【友情を守ろう】	
★3	メッセージや写真、動画を送る前には、必ず内容を確認する
【プライバシーを守ろう】	
4	SNSで知り合った人とは絶対に会わない
5	個人が特定できる情報（動画や写真など）を、むやみに公開しない

H30年度 SNS思いやりルール

各学校行事（校外学習・修学旅行、運動会、文活動発表会）で一人一役による取組を実践する。

- ・生徒のがんばりを見かけた教職員がその場で認め励ます言葉かけをすると同時に、日報等で生徒の様子を全教職員に知らせて情報を共有し、全教職員で全校生徒を温かく見守る体制づくりをする。また、指導に配慮を要する生徒について全教職員で共通理解を図り、適宜機会を見つけて温かな言葉かけをするように努める。

(イ) 自己存在感を育てる。

- ・学級にいる時間を増やし、生徒に積極的に関わり、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだす「居場所づくり」を行う。
- ・諸活動において、班活動等、主体的に取り組む共働的な活動を工夫して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく「絆づくり」を行う。

(ウ) 自己効力感を育てる。

- ・行事や諸活動の中で、生徒同士で認め合う活動を工夫して、自分が集団に役にたっているという自信をもたせる。
- ・日頃の生徒との触れ合いを通して、生徒のよさを認め、「やればできる」という意識をもたせる。

オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ・生徒会で「新南SNS思いやり週間」を設定し、具体的な目当てをもたせ、自らの行動を振り返らせる。特に、SNSトラブルについては、自分たちでルールづくりをするなどの企画運営を行い、取組の結果について自ら評価し、改善していく自治的な活動を支援していく。

② 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

ア 定期的なアンケート調査

- ・「まごころ調査（いじめや悩みに関する生活実態調査）」を隔月に実施し、日頃の行動観察では気付きにくい生徒が抱えている悩みや問題を発見するように努める。
- ・「まごころ調査」等諸アンケートの実施後、すぐに担任が記載内容を確認する。事案によってはすぐに面談を実施して事実を確認し、学年主任や生徒指導主事に報告するなど、事実に基づいて迅速で組織的な対応に努める。
- ・Q-U調査を年2回（5月、10月）実施し、学級集団と個別に支援が必要な生徒の実態を把握し、適切な学級運営や個別の支援に努める。

イ 定期的な教育相談

- ・日頃の行動観察や生活記録ノートの記載内容と、「まごころ調査」や「Q-U調査」の結果をもとに全校生徒対象の個別面談を学期毎（6月、11月、2月）に実施する教育相談週間を設け、生徒理解に努める。

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談以外

- ・Q-U調査の結果から得られた情報を、研修等で学級運営や個別の支援に生かす。
- ・心配な事案が予想される場合、実態を把握するためのアンケート調査を随時行い、いじめや問題行動等の早期発見に努める。
- ・定期的に行う記名式の「まごころ調査」と併せて、いじめに関する無記名式アンケートを実施する。いじめの全体的な兆候や実態を把握することで、予防や対策の方法を考え、実践する。
- ・毎週1回、定期的に生徒指導委員会を行い、生徒指導に関する情報交換と指導方針や指導内容の共通理解を図る。
- ・毎月1回、定期的にいじめ防止対策委員会、不登校対策委員会を行い、いじめに関する実態把握や基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認する。
- ・教職員内で何でも相談できる環境づくりに努め、担任や授業者と生徒に関する些細なことも情報交換できるようにする。
- ・毎日の生活記録ノートの記載内容を確認し、気になる内容はその日のうちに、学年学校全体で共有し対応を協議する。また、記載内容に対するコメントを書き、生徒との信頼関係を深めるように努める。
- ・学級や学年のリーダー的な役割を担っている生徒と教師が話し合う場を設け、学級や学年に対する願いを聞きながら生徒から見た学級・学年の様子について情報を収集する。
- ・「まごころ調査」と併せ、相談したい先生等（マイサポーター）を記入し、生徒にとって気軽に相談できる雰囲気づくりや素早い情報収集や指導体制の確立に生かす。

エ 家庭、地域との連携（情報収集）

- ・保護者会で、学校生活の様子を伝えるとともに家庭での様子について聞くなど、情報交換をしながら、学校と家庭が連携して生徒を見守る体制づくりに努める。

- ・PTA活動や学校行事等で、保護者と共に活動することを通して、気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・校内思いやり推進委員会や南部地区思いやり推進協議会では、生徒指導に関する情報を伝えたり、関係機関や諸団体から地域での生徒の様子や学校への要望を聞いたりしながら、学校と地域が連携して生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・気がかりポスト等が中心となり、積極的な日々の情報収集と職員間の連携の充実に努める。

③ 事案対処

発見・通報を受けた場合には、直ちに報告し、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

<いじめに対する措置>

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- ・いじめ防止対策委員会中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

1 聞き取り等による事実確認

- ・時系列による事実の記録（5W、1Hの確認・誰がどこでどのように聞か）

2 方針の決定

- ・背景の理解（学力不振、虐待の可能性、発達障害の有無、家庭環境の変化等）
- ・方針の明確化、保護者の協力・理解
- ・チームの組織対応、職員の共通理解

3 解消への取り組み

- ・具体策（5W、1Hの確認・被害生徒、加害生徒、保護者、学級、学年に対して）
- ・保護者との信頼関係の構築
- ・どのように見届けていくか（誰がどこでどのように関わるか）

イ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え自尊心を高めるよう留意するとともに、生徒の個人情報の取扱い等プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられている生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめられた生徒の学校での様子を伝え、いじめに対する学校の対応の方針や具体的方法を説明し、家庭と学校とが情報を共有しながら連携して様子を見守るように努める。
- ・いじめを受けたことの心理的な負担や不安について、学校以外にスクールカウンセラーや相談機関等でも相談できることを紹介し、いつでも相談を受け入れることのできる体制づくりをする。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ支援を行う。

いじめに対する対応

ウ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その際、スクールカウンセラーからの助言を参考にし、当該生徒へのカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーと連携しながら対応する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめが起きた状況や集団に合わせて、担任の指導に加え、学年所属の教員や部活動顧問、

- 生徒指導主事等からも指導をするなど、複数の教員による指導に努める。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度をいきわたらせるようにする。
- オ ネット上のいじめへの対応
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・家庭でネット利用する際のきまりを守ることや利用状況を把握すること等を保護者の管理と責任の下で行うように依頼する。
 - ・生徒自らがトラブルを未然に防止するための働きかけをするよう支援する。

④ 再発防止

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

<いじめの解消の状態> 次の2つの要件が満たされることが必要である。

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月継続していること。

イ いじめに関わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。生徒指導委員会(月1回のいじめ対策委員会)で状況を確認する)

<再発防止のための措置>

ア いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。(欠席時等の丁寧な連絡、定期的な家庭との連絡による情報収集)
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(5) いじめ防止等対策のための組織

① いじめ防止対策委員会

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー

イ 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応
(児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等)
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・いじめ防止取組評価アンケートによる基本方針の見直し

(6) 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表したり、PTA総会等の機会に地域や保護者に説明し、理解・協力を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信などを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。

※ 毎月1日、15日に市PTA挨拶運動、25日に南部地区にここ挨拶運動の実施

※ 毎週月曜日に新湊南部中学校PTA挨拶運動の実施

※ 週1回、生徒指導委員会の実施

※ 月1回、いじめ防止対策委員会の実施

※ 毎日、生徒指導日誌、保健日誌、出欠状況を関係職員に回覧